

橿原市監査公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査を橿原市監査基準（令和2年橿原市監査公表第4号）に準拠し実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

令和6年11月27日

橿原市監査委員	久保田	幸治
橿原市監査委員	中面	達也
橿原市監査委員	高橋	圭一

財政援助団体等監査の結果報告について

第1 監査の対象

1 対象団体

公益社団法人橿原市シルバー人材センター

2 対象事務

令和5年度財政的援助（補助金）に係る出納その他の事務の執行

第2 団体の概要

公益社団法人橿原市シルバー人材センター（以下「センター」という。）は、本格的な高齢化社会を見据え、シルバーネットワークかしはら推進協議会からセンター設立の要請を受け、平成9年1月に社団法人として設立された団体で、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴い、平成23年4月に公益社団法人に移行した。

センターの令和6年3月末の会員数は481人であり、令和5年度の経常収益決算額は273,646,605円、経常費用決算額は264,928,219円、差引8,718,386円となっている。

また、令和5年度のセンター事務局の体制は、市派遣職員2人、一般職員5人、嘱託職員1人、臨時職員5人の計13人である。

センターは、定年退職者等の高年齢退職者（以下「高年齢者」という。）の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業の機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供することなどにより、その就業を援助して、これらの者の生きがいの充実、社会参加の推進を図ることにより、高年齢者の能力を生かした活力

ある地域社会づくりに寄与することを目的として、次に掲げる事業を行っている。

- (1) 臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）を希望する高齢者のために、これらの就業の機会を確保し、及び組織的に提供すること。
- (2) 臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する高齢者のために、職業紹介事業又は一般労働者派遣事業を行うこと。
- (3) 高齢者に対し、臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を行うこと。
- (4) 高齢者のための臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業を行うこと。
- (5) 前記に掲げるもののほか、高齢者の多様な就業機会の確保及び地域社会、企業等における高齢者の能力の活用を図るために必要な事業を行うこと。
- (6) その他目的を達成するために必要な事業を行うこと。

第3 檀原市からの財政的援助

センターは、令和5年度に公益社団法人檀原市シルバー人材センター運営補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に基づき、檀原市から檀原市シルバー人材センター運営補助金17,315,000円の交付を受けている。

第4 監査の期間

令和6年8月23日から令和6年10月25日まで

第5 監査の着眼点

1 センター関係

- (1) 事業計画書、予算書、事業報告書、決算書等と市所管課へ提出した補助金交付申請書、実績報告書等は符号しているか。
- (2) 補助金の交付申請書の提出、補助金の請求、受領は適時に行われているか。
- (3) 補助金の対象事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分に効果が挙げられているか。
- (4) 補助金が補助の対象事業以外に流用されていないか。
- (5) 補助金の収支等会計経理は適正に行われているか。
- (6) 出納関係の帳票の整備及び記帳は適正か。
- (7) 領収書等の証拠書類の整備、保存は適正か。

- (8) 補助金の使途の特定は適正に行われているか。
- (9) 精算報告は適正に行われているか。
- (10) 精算に伴う返還金の返還は適時に行われているか。
- (11) 現金や預金通帳、銀行印等の管理体制は適切か。
- (12) 補助金により取得した備品等の管理に問題はないか。

2 市所管課関係

- (1) 補助金の決定は、法令等に適合しているか。
- (2) 補助金交付要綱は整備されているか。
- (3) 補助金の交付目的及び対象事業の内容は明確か。公益上の必要性が認められるか。
- (4) 補助対象経費が明確になっているか。
- (5) 団体に対する補助金の経理についての指導監督は適切に行われているか。
- (6) 補助金の効果、条件履行、対象経費、使途の適正性等の確認は、実績報告書等により行われているか。
- (7) 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- (8) 精算報告書の内容は、必要に応じて領収書等証拠書類との突合を行うなど、十分に確認がなされているか。

第6 監査の実施内容

前記第3の補助金に係る出納その他の事務の執行について、センター及び市所管課である地域振興課から必要な資料の提出を求め、監査当日に関係職員から事情聴取するとともに、関係諸帳簿等について事務局職員による点検及び確認を行うことにより、監査を実施した。

第7 監査の結果

前記のとおり監査した限りにおいて、令和5年度財政的援助（補助金）に係る出納その他の事務の執行については、是正又は改善を要するものとして指摘すべき事項はなかった。

(付記)

市所管課においては、補助金の交付事務に当たって、補助対象経費の明確化、補助率の設定等、交付要綱の見直しを行い、より適正な補助金執行となるよう努められたい。